

# わたしたちの生活と

## 市町村合併

シリーズ ②②

合併についての意思を問う住民投票の実施に向けて②

「住民投票の投票日」は  
12月7日(日)です

住民投票は、「市町村合併について考える」住民懇談会の開催後、12月7日(日)に実施されます。

「投票できるのは？」

一住民投票の

投票資格者について

投票できる人は、次のみなさんです。住民懇談会にご参加ください。

①平成16年3月31日において年齢満18年以上の日本国民で、引き続き3箇月以上富士見町に住所を有する者

《年齢は》昭和61年4月1日以前に出生された方

《住所が》富士見町の住民票が作成された日(他の市町村から富士見町に住所を移した届出をした方)については、その届出をした日)から引き続き3か月以上経過している方(※平成15年9

月1日以前に届出している方)

②平成16年3月31日において年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3箇月以上富士見町に住所を有する者で、規則で定めるところにより文書で町長に登録の申請をした者

この住民投票において規定する「永住外国人」とは以下のとおりです。

●「出入国管理及び難民認定法」に規定する永住者の在留資格をもつて在留する方

・海外から日本に来て相当期間滞在し、日本での永住を希望し、法務大臣から永住許可を受けた「永住者」

●「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に規定する特別永住者

・第二次世界大戦終了以前から引き続き日本に滞在する朝鮮半島・台湾出身者とその子孫である「特別永住者」

●投票資格を有するのは、上記に該当し、かつ次の要件を満たす

方です。

《年齢は》1986年4月1日以前に出生された方

《住所が》名簿登録日(12月1日)に外国人登録原票に登録されている居住地が富士見町にあり、その登録の日(居住地変更の申請をした場合はその申請の日)から引き続き3か月以上経過している方(※平成15年9月1日以前に登録、申請している方)

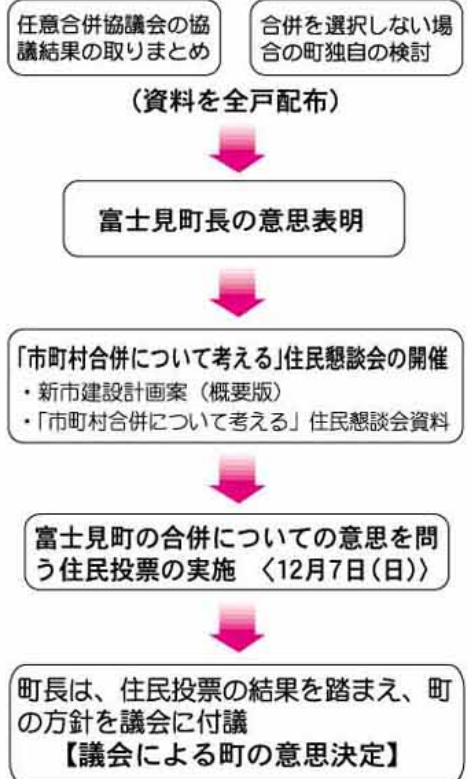


記者会見の席で合併賛成の経過説明をする矢嶋町長

昨年10月から、諏訪地方6市町村任意合併協議会で、様々な協議、研究を進めてきました。新市建設計画案が策定され、そのダイジェスト版ができました。町独自に作成した市町村合併を考える住民懇談会資料と合わせ、9月12日に全戸配布

町民のみなさんに、この6市町村合併が、富士見町や私たちの生活にどう関わってくるのか、十分ご理解をいたたくともに、合併に関する住民投票において、自己の意思と判断で投票ができるよう、出前講座も開いていく考えです。また、富士見町の合併についての意思を問う住民投票条例の一部改正につきましては、投票資格者を年齢満18歳以上の方を対象としておりますが、高校3年生の全員が投票できるよう(昭和61年4月1日以前生まれまで)投票資格要件の一部を改めるものです。これを受けて、住民投票は、

(次ページに続く)



矢嶋民雄町長は、町議会9月定例会招集あいさつで、諏訪地域6市町村合併問題についての考えを表明しました。

一町議会9月定例会  
招集あいさつ  
(9月4日)

その後、9月24日から11月23日までの22日間に、ほぼ全集落を対象とした懇談会、さらに全町を対象としてコミュニティ・プラザと清泉荘で、昼夜各2回の懇談会を計画しています。